

## 『こども家庭センター』設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託について、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第4号に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 要綱第9条第1項第4号に基づくこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「委員会」という）の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル公募条件の決定
  - イ プロポーザルの評価方法及び評価基準の決定
  - ウ 提出要請内容の審査
  - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価が適正に行われたことの確認
  - イ プロポーザルの評価結果による受託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知
  - エ その他必要と認めるもの

### (実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、提案書作成要領にて定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 業務実施体制
  - (3) 提案内容
  - (4) 企業の取組に関すること
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 評価結果が同点の場合には、「提案内容の妥当性及び実現性」が最も優れた提案者とする。
  - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者にすみやかに通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 当該事業のプロポーザルの評価にあたっては、「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の集計及び報告
  - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。  
委員長　こども青少年局総務課長  
副委員長　こども青少年局親子保健担当課長  
委員　こども青少年局こども福祉保健部長、こども青少年局こども家庭課長、こども青少年局地域子育て支援課長、こども青少年局こどもの権利擁護課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
  - 5 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。